

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第21回）

日時：令和3年1月8日（金）
13時30分～16時00分
場所：合同庁舎8号館1階 講堂

議 事 次 第

1. 議 事

- (1) 最近の感染状況等について
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について
- (3) その他

(配布資料)

- | | | |
|--------|---|-----------------|
| 資料1 | 直近の感染状況の評価等 | (構成員提出資料) |
| 資料2-1 | 都道府県別エピカーブ | (構成員提出資料) |
| 資料2-2 | 最近のクラスターの解析 | (構成員提出資料) |
| 資料3 | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 | (内閣官房) |
| 資料4 | 基本的対処方針の主な変更内容について(概要) | (内閣官房) |
| 資料5 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 | (内閣官房) |
| 資料6 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について | (内閣官房) |
| 資料7-1 | 生活衛生関係営業に関する意見・要望 | (全国生活衛生同業組合中央会) |
| 資料7-2 | 令和元年と令和2年の月次「売上」比較 | (全国生活衛生同業組合中央会) |
| 資料8 | 提出資料 | (日本フードサービス協会) |
| 資料9 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正をめぐって | (構成員提出資料) |
| 資料10 | 都道府県から寄せられている意見 | (構成員提出資料) |
| 参考資料1 | 直近の感染状況等 | |
| 参考資料2 | 都道府県の医療提供体制等の状況 | |
| 参考資料3 | 緊急事態宣言についての提言(令和3年1月5日(火)新型コロナウイルス感染症対策分科会) | |
| 参考資料4 | 新型コロナウイルス感染症対策分科会の構成員 | |
| 追加配付資料 | 都道府県別新規陽性者数(報告日別) | |

新型インフルエンザ等対策有識者会議
新型コロナウイルス感染症対策分科会
— 生活衛生関係営業に関する意見・要望 —
(令和3年1月8日 13時30分～ 合同庁舎8号館 講堂)

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 大森利夫

◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体 (生活衛生同業組合連合会 16業種)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・全国理容生活衛生同業組合連合会 | ・全国食肉生活衛生同業組合連合会 |
| ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会 | ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国興行生活衛生同業組合連合会 | ・全国すし商生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 | ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会 | ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 | ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国麺類生活衛生同業組合連合会 | ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 |
| ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会 | ・全国料理業生活衛生同業組合連合会 |

新型コロナウイルス感染症に向き合う 生活衛生業の現状と復興対策について

令和3年1月8日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

平素、生活衛生業界に対しまして、ご指導、ご支援をいただいておりますことに感謝、御礼を申し上げます。

私ども生活衛生業界は、不特定多数のお客様にサービスを提供しているため「新型コロナウイルス感染症」（以下「コロナ」という。）の拡大を防止するために最大限の取り組みを真摯に進めています。

＜生活衛生同業組合の取組＞

- ① コロナ感染予防ガイドラインの策定（業種別14種類）
- ② 各店舗・施設におけるガイドラインに基づく感染予防策の実践を促進
- ③ 業種別ガイドライン実践状況の確認・指導（チェックシートに基づく巡回指導（各店舗・施設 2回実施）
- ④ 各店舗・施設の事業継続支援に関する情報提供、申請手続きの指導、各種相談事業等

コロナ禍によって想像を絶する甚大な影響を受け困惑する生活衛生業界の中でも、特に、飲食関係業種については、全ての飲食店が感染拡大の原因であるような（飲食店悪者）イメージが広がっていることには、私どもは大変残念に思っています。私ども組合は、ガイドラインの実践を怠っている店舗には、引き続き指導していく所存です。

この度、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を改正し、緊急事態宣言下において知事の要請等に違反した場合には罰則を適用するなどの検討が行われているとの報道を見聞きして、飲食関係業界を中心に大変心配しています。

については、次に掲げる生活衛生同業組合の疑問、意見、要望等にお応えいただくとともに、生活衛生業界の中小企業・小規模事業者の窮状を救済するため、ご指導、ご支援いただきたく衷心よりお願い申し上げます。

1. 飲食店が感染拡大の原因となっている状況について詳細を周知

政府においては、コロナ感染、クラスター発生の詳細が明確となっており、組合からも飲食店が感染拡大の原因であるなら、その感染ルートや実情（個々の感染案件において店舗側が怠っていた具体的な感染予防策、また、改善されていれば感染防止できた」と指摘される具体的な内容等）の詳細について周知し、改善手法の指導をいただくことで、組合の巡回指導や情報発信機能等によって個々の事業主、店舗・施設に対して広く周知・指導することが可能です。

2. お客様の感染予防モラル（倫理・道徳）の向上

飲食店が感染拡大の場所となっているケースが多いとしても、組合員である事業主や従業員等からは、お客様の中には感染予防・防止についてのモラルが低い方もおり、飲食店の経営が苦しい中で費用負担してガイドラインを真摯に遵守しようとしても、お客様のご理解、ご協力がなければ感染は防止できないとの多くの声が届いています。

このため、改めて国民に対する感染予防策の啓発を徹底し、日本人の公衆衛生モラルの維持を図っていただきたいと切に願います。

厳しい経営状態の中で真面目に感染防止対策に取り組んでいる飲食業界に働く者、特に、当組合員は、昨今の飲食店イジメに限界を感じておりますし、罰則を科さなければ動かない飲食店と認識されていることにも落胆しています。

3. 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正

今般、検討が進んでいるとお聞きしている特措法の改正について、報道等の情報により推測して当組合の意見を申し述べると次のとおりです。

(1) 都道府県知事の機動性向上

コロナ禍が国内各地でみられる現状で都道府県知事の機動性を向上することは必要であると考えますが、国民の権利や自由について制限を強化することとならないようお願いするとともに、国民生活と密接な関係にある私ども生活衛生業を制限することは、国民生活にとっても不自由な状態をつくることに十分留意願います。

(2) 罰則制度の新設

知事の権限、機動性を強化した上で、さらに罰則を制定することは不本意ですが、業界の中には強制力のある知事の要請にも従わない事業主が存在することも推測され、真面目に要請に従う者と従わない者の間に不公平感が生じないためには営業の自由度を一定程度認めつつ、罰則を制定することは止むを得ないものと考えます。

この場合、違反者を特定する体制の確保も課題と思われ、刑事罰か行政罰かによっても所管、体制が異なると思われ、実施に際しては公平性を担保することにご留意願います。

(3) 要請協力者への補償、支援

知事の要請に従い休業、時間短縮営業となった場合、要請に伴う店舗・施設の売上減少等については補償、支援していただくことが不可欠であることを強く要請します。

この場合、業種や事業規模等によって影響も異なるため、補償金・協力金等の金額は一律とせず、前年・前々年の所得等と比較するなどし、事業主間で不公平とならないよう配慮願います。

また、補償金・協力金の給付に際しては、事務手続きを簡素化するよう強く求めます。

特に、パソコン等のIT機器に不慣れな者への配慮をお願いします。

4. コロナ禍の長期化、自粛要請等に伴う収益減への支援

コロナ禍に伴う生活衛生業界の窮状を支援する政府等による各種施策によって、多くの事業主が助かっており大変感謝しています。

しかしながら、事業主の収束への思いを超えるコロナ禍の長期化とともに営業自粛要請への対応等により、生活衛生業の事業主の手元資金は枯渇してきており、各種支援施策の延長、再開等について早急にご検討・実施いただくようお願いいたします。

① 持続化給付金

即効性のある支援制度として延長、再給付が必要

② 家賃支援給付金

固定費である家賃が大きな負担となっており延長が必要

③ 雇用調整助成金

宿泊業を中心に従業員の維持・確保が必要であり、再延長が必要

④ 融資関係

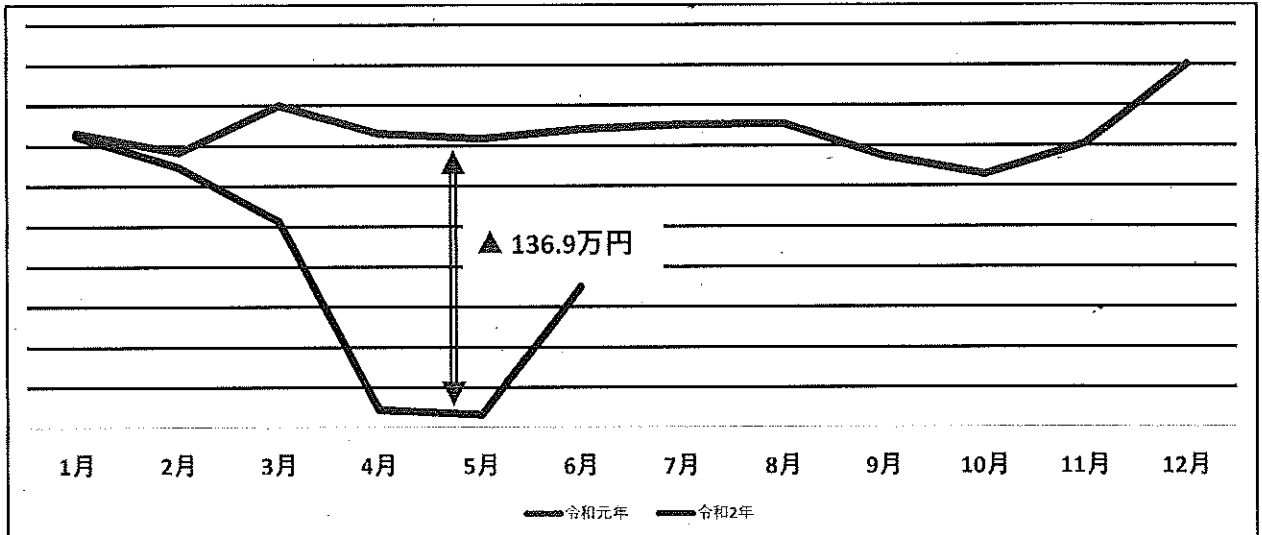
日本政策金融公庫等によるコロナ関係融資の取扱期限の延長、融資要件の緩和等が必要

⑤ GoToキャンペーン

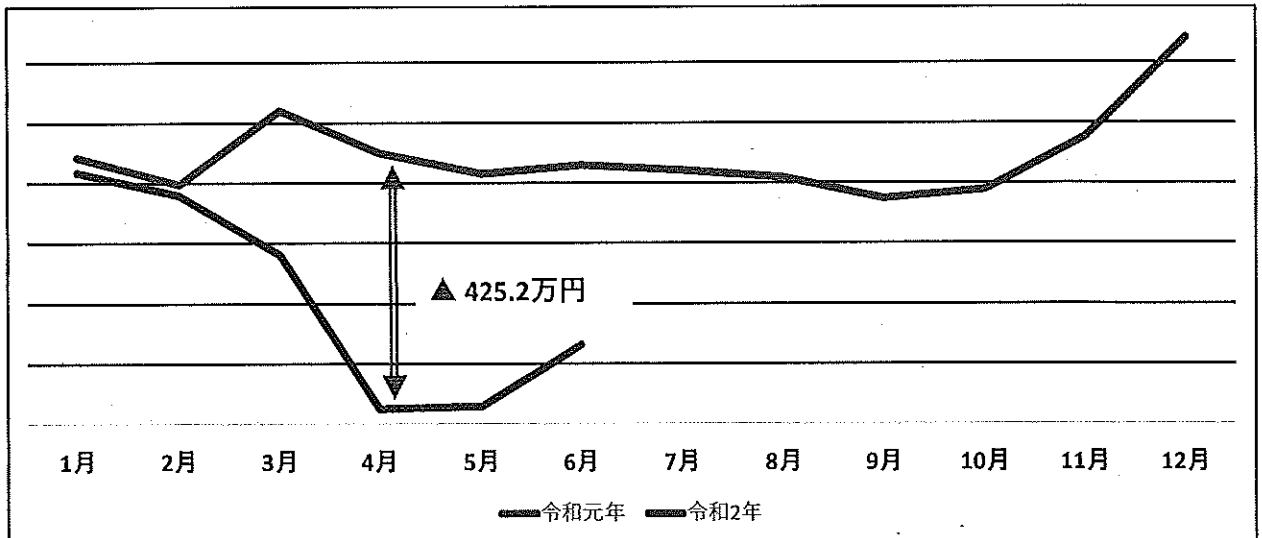
GoToキャンペーンの早期再開が必要

令和元年と令和2年の月次「売上」比較

【社交飲食業】



【料理業】





資料8

令和3年1月8日

一般社団法人日本フードサービス協会
会 長 赤塚 保正

新型インフルエンザ等対策特別措置法に対する協力金は大手外食企業も含め、店舗ごとに対象となるようお願いいたします。

外食事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大以降、政府、各自治体の要請に応じて営業自粛、営業時間の短縮等を行ってまいりました。

その結果、外食企業においては売上が大幅に減少し、店舗の賃借料等の負担は限界に達しており、居酒屋をはじめとする飲食店は大手・中小を問わず経営危機に直面しております。

こうした中、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が検討されておりますが、営業時間短縮等を要請するのであれば、協力金は個人・中小という規模の大小に関わらずチェーン展開を行う大手の外食企業も対象としていただくようお願いいたします。

外食産業の収益構造は企業規模の大小によって大きな差異はなく、売上高に対する家賃は10%~15%となっております。当然ながら多店舗展開している企業ほど全体的な家賃負担は重くなってきます。

また、多店舗展開している外食企業が店舗を閉鎖する事態に陥れば、大量の従業員の雇用が失われ、失業率の悪化にもつながります。

こうしたことから、協力金の対象には大手の外食企業も含め、店舗ごとに対象としていただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの影響が長期化する中において、外食産業では最大限の努力を行い従業員の雇用維持を行っているところです。こうした中において、雇用調整助成金は雇用の維持に大きな力を発揮しております。雇用調整助成金の特例措置は2月末をもって延長期限が切れますが、外食産業は引き続き、雇用維持に努めてまいりますので、15,000 円の上限を引き上げたうえで、当面の間、延長していただきますようお願い申し上げます。